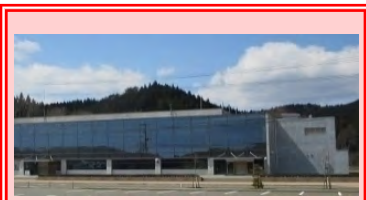


一時移転等に備えた関係者の対応【P】

- 青森県及び関係市町村は、警戒事態で警戒体制をとり、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。【P】
- 関係市町村は、職員配置表に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。【P】
- 青森県は、住民の一時移転等に備え、青森県バス協会にバスの派遣準備を要請し、船会社に旅客船の派遣準備を要請。【P】



オフサイトセンター
(東通村防災センター)



青森県災害対策本部



ひがしどおりむら
東通村災害対策本部

むつ市災害対策本部

よこはままち
横浜町災害対策本部

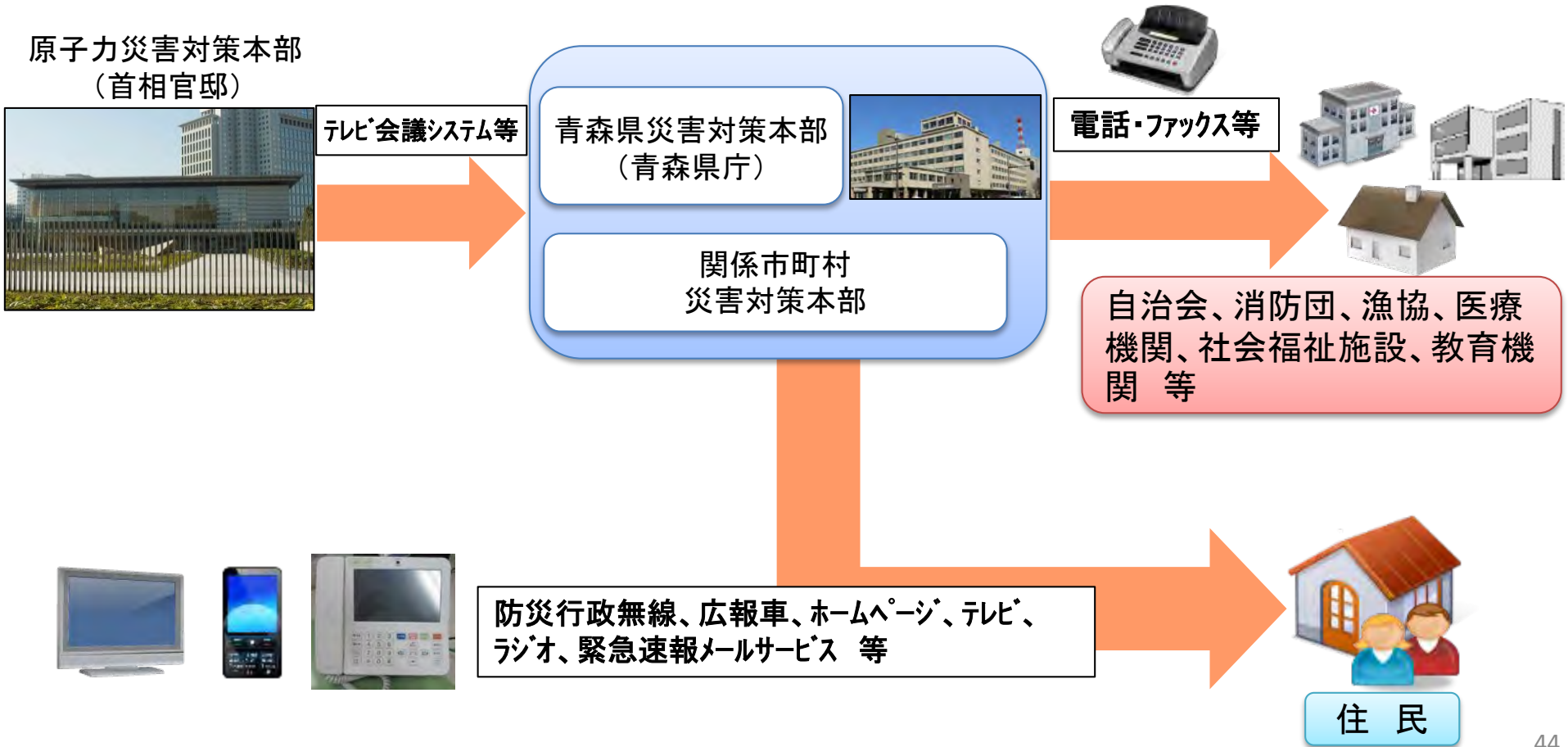
ろっかしょむら
六ヶ所村災害対策本部

のへじまち
野辺地町災害対策本部

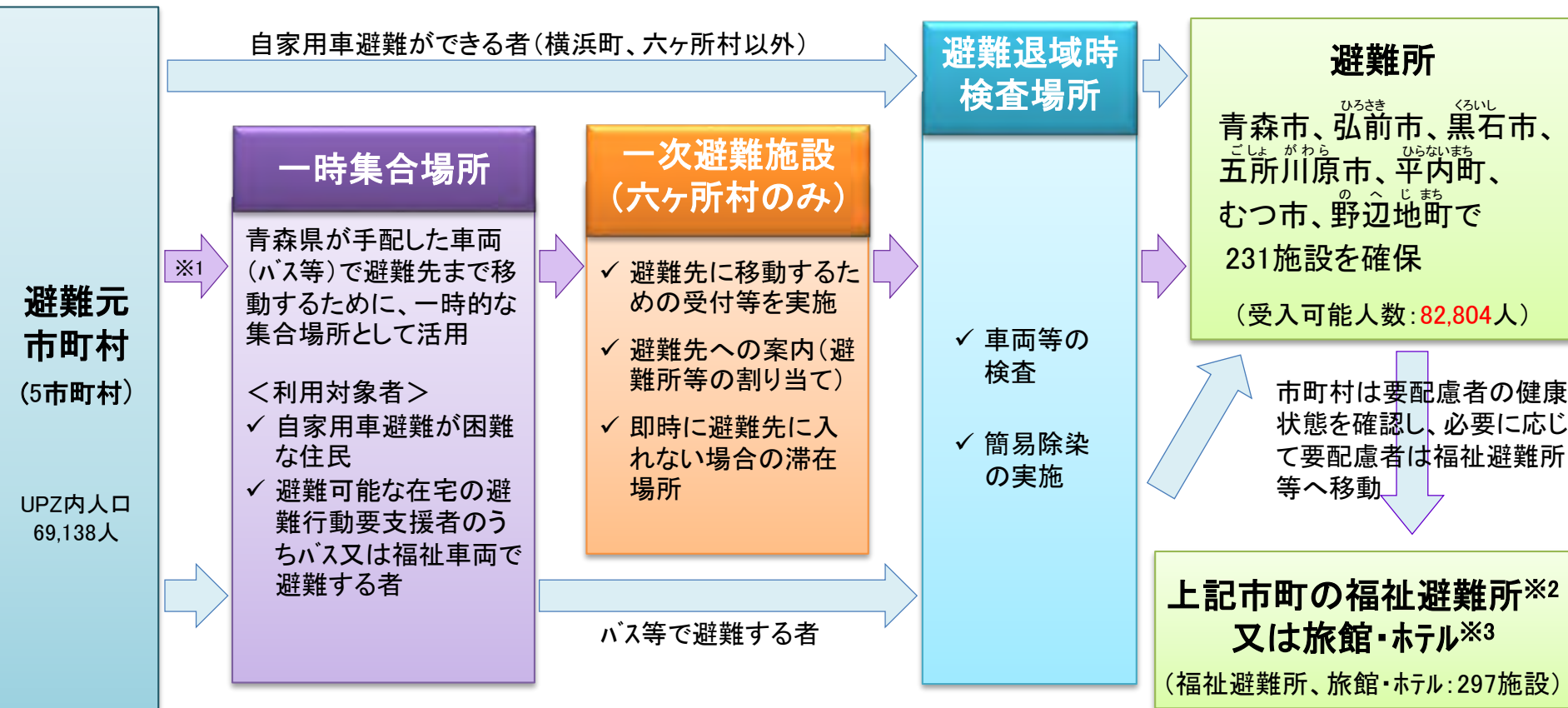
※●●町は、今後地域防災計画を修正

一時移転等を行う際の情報伝達【P】

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、青森県及び関係市町村に対し、テレビ会議システム等を用いて伝達。
- 青森県、関係市町村・機関から、住民、自治会、消防団、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、ファックス等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



- 原子力災害対策本部、青森県及び関係市町村は、住民の安全確保と一時移転等の円滑な実施のために、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期等)の調整を行った上で、一時移転等を開始。**【P】**
- 一時移転等の対象地域の住民は、避難退域時検査を受けた上で避難先へ移動。



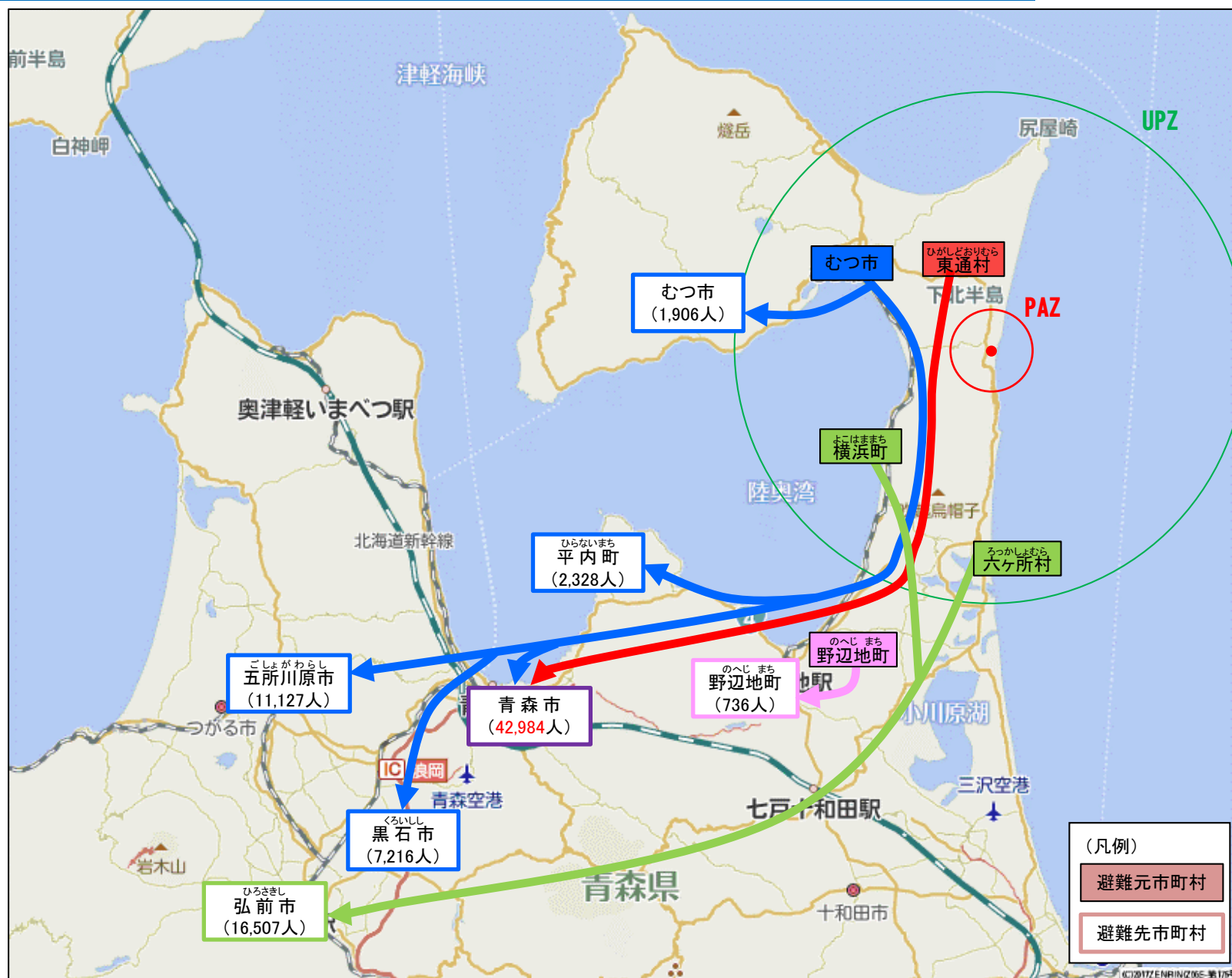
※1 横浜町、六ヶ所村の住民等は、避難者カードの受領等のため、自家用車で避難する者も一時集合場所を利用する
 ※2 福祉避難所には、病院や社会福祉施設が含まれている
 ※3 青森県と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合(避難先の市町では約80事業者が加入)は、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を結び、要配慮者等の避難場所を確保している

- UPZ内関係市町村の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 万一、あらかじめ指定する避難先地域の施設が使用できない場合は、青森県の調整により、近隣地域において代替避難先を確保し、一時移転等を実施。【P】

市町村名等 ※()は対象人口	避 難 先 ※()は受入可能人数	
ひがしどおりむら 東通村(3,887人)	青森市:12施設(4,499人)	合計 (4,499人)
むつ市(53,404人)	青森市:117施設(38,485人)、 ^{くろいしし} 黒石市:20施設(7,216人)、 ^{ごしよがわらし} 五所川原市:38施設(11,127人)、 ^{ひらないまち} 平内町:12施設(2,328人) むつ市:3施設(1,906人)	合計 (61,062人)
^{のへじまち} 野辺地町(42人)	^{のへじまち} 野辺地町: ^{のへじまち} 野辺地町中央公民館(736人)	合計 (736人)
^{よこはままち} 横浜町(4,719人)	^{ひろさきし} 弘前市: ^{ひろさきし} 弘前市運動公園内4施設(5,462人)	合計 (5,462人)
^{ろっかしよむら} 六ヶ所村(7,086人)	^{ひろさきし} 弘前市:24施設(11,045人)	合計 (11,045人)
対象人口合計:69,138人	受入可能人数:82,804人	

左記避難先に避難できない、二次被害等があった場合は、「●●●」に基づき、青森県が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保(例: ●●市、●●市では、●●●人収容可能)。

UPZ内住民の一時移転等③【P】



※ ()は受入可能人数

- UPZ内にある入院病床を有する医療機関(7施設650床)と社会福祉施設等(58施設1,639人)については、施設ごとの避難計画を作成済み。
- 避難先施設については、「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度」に基づき、避難の受入れを行う医療機関及び社会福祉施設をあらかじめ登録。原子力災害が発生した場合、青森県災害対策本部は、当該登録先施設に入院患者・入所者の受入要請を行い、一時移転等の準備を調整。

<UPZ内>

<UPZ外(青森市、弘前市等)>

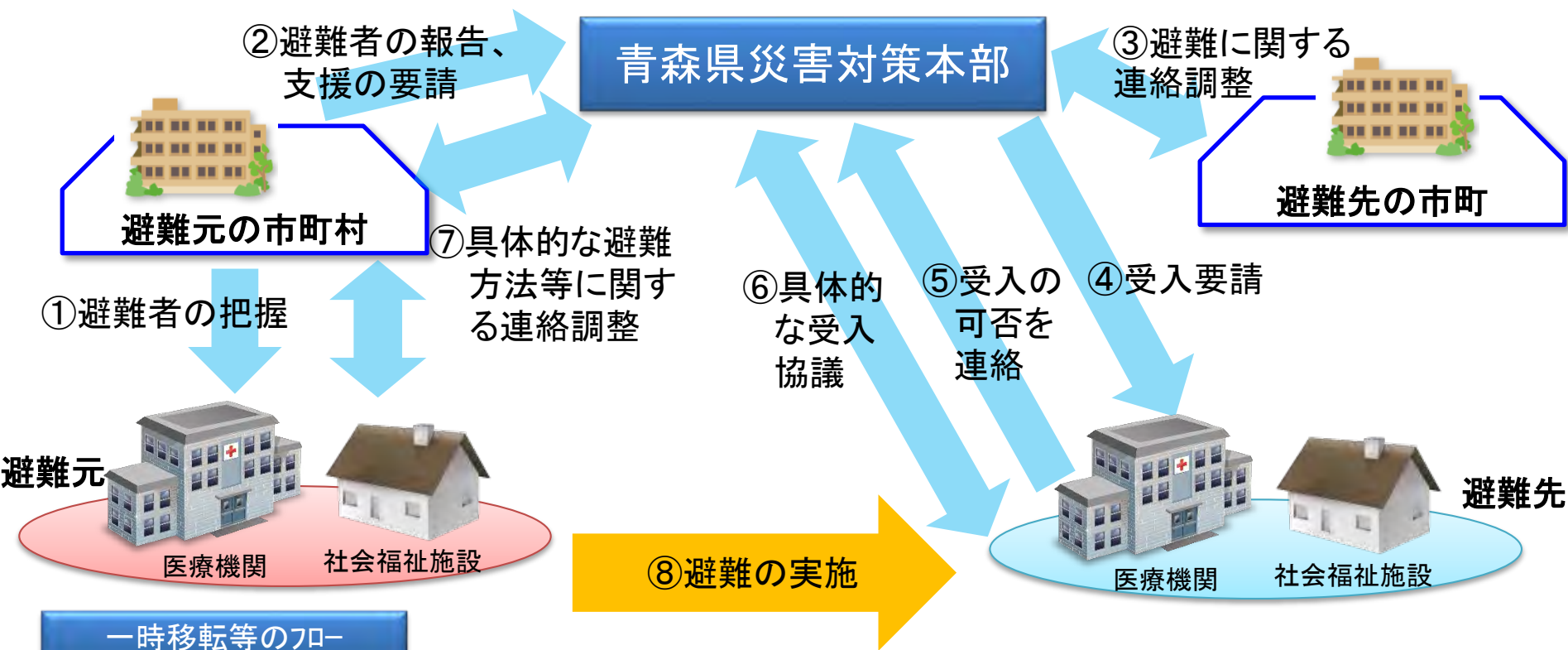
施設区分	施設等数	入院定床・入所定数
医療機関	7	650人
社会福祉施設等	58	1,639人
高齢者施設等	38	1,349人
障害児(者)入所施設等	20	290人
合計	65	2,289人



受入施設数	受入可能人数
16	651人
182	1,680人
166	1,376人 ^{※2}
16	304人
198	2,331人

※1 基本的には、同種の施設間で避難を実施
 ※2 高齢者施設等の受入可能人数は、高齢者施設等の1,184人のほか、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」により、避難元の高齢者施設等の入所者のうち要介護1以下の者(192人)を、旅館・ホテル等で受入れるものとして含んだ数字
 ※3 施設数、人数については、平成29年11月24日現在

➤ 一時移転等の防護措置が必要となった場合、青森県災害対策本部は、あらかじめ避難先として登録されている青森市等の医療機関・社会福祉施設等に入院患者・入所者の受入を要請。具体的な受入の協議を行ったうえ、避難元の医療機関・社会福祉施設等に連絡し、一時移転等を実施。



一時移転等のフロー

- UPZ内の医療機関・社会福祉施設等(避難元病院等)は、東通原子力発電所で異常事象が発生又はそのおそれがあるという情報入手した時点で、施設内に管理者を本部長とする応急対策本部を設置し、一時移転等に備えた準備を開始。
- 避難元の市町村災害対策本部は、原子力災害対策本部から受けた一時移転等の指示を避難元病院等に伝達するとともに、入院患者・入所者等に関する基本情報を把握し、県の災害対策本部に伝達。
- 県の災害対策本部は、避難先の市町災害対策本部と連絡調整するとともに関係機関の協力を得て、あらかじめ避難先として登録されている医療機関・社会福祉施設等(避難先病院等)に対し入院患者・入所者の受入を要請し、一時移転等の準備を調整。
- 県の災害対策本部は、避難元の市町村災害対策本部を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる避難先病院等を連絡。
- 避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。

UPZ内の学校・保育所等の防護措置【P】

- 警戒事態により関係市町村から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、全面緊急事態の時点で引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、市町村災害対策本部から一時移転等の指示が発出された場合は、教職員等は未引き渡し児童等とともに一時移転等を行い、避難所で児童等を保護者へ引き渡す。【P】
- 学校、保育所等は随時、児童等の帰宅状況や屋内退避状況について、市町村災害対策本部と連携を図る。【P】



警戒事態
(例 大地震(震度6弱)、
大津波)

原子力
事業者

国

青森県

関係市町村

行政機関

教育機関

施設ごとの危機管理マニュアル
などによって行動開始

役割分担表に基づき教職員等を配置

【P】

児童等を屋内へ誘導
(校舎内誘導)

人員確認
保護者連絡

帰宅指示

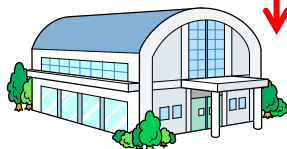
一時移転等
の指示



保護者

保護者へ引渡し

保護者へ引渡し



避難所

未引き渡し児童及び
教職員等の一時移転等

UPZ内の教育機関等の施設数

	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	24	2,114人
小学校	13	3,203人
中学校	11	2,001人
高等学校	4	1,683人
特別支援学校	1	88人
合計	53	9,089人